	住民票 転出	印登	
NO			

戸籍証明書等の請求書

湧水の妖精

東久留米市長 宛て □滝山 □ひばりが丘 □上の原 東久留米市地域資源PRキャラクター るるめち

+	1	١
Ħ		
やん	Way E	2
170		

D D C C W C C	R4.	1

※請求には本	人催認資料	が必要です。 詳	細及び在	意事 現は	き面(こ記載されて	います。	令和		牛	月		H
何の証明が	必要です	か? 必要な	内容に通	数及び必	要な	記載内容を	を記入してく	ださい	۰,				
* ^{1ヵ月以} (内に戸籍の	届出されている) 届を		してくが 月	どさ	い。 日に	() 4	と所に扱	是出しき	ました	
□戸籍全部事	事項証明書		通			の内容や其	・ 期間等に希 望 O氏名又は期間		場合は	記入し	てくだ		-
□戸籍個人事	事項証明書	(戸籍抄本)★	通	——※(□(氏名		に必安な力り)の死 ⁻)ì	通
□改製原戸籍	籍 謄本	※平成改製	通	□(氏名	ጟ:)が(氏	-名:)の()
□改製原戸籍	籍 謄本	※昭和改製	通			かる戸籍を					, • > (,
□改製原戸籍	普 抄本	*	通	□(氏名	喜:)の出生	~死亡	までの	戸籍を	各()ì	通
□除籍全部事	事項証明書	(除籍謄本)	通	□(氏名		»1 , ~ ~ —)の(期間				-)
□除籍個人事	事項証明書	(除籍抄本)★	通			iわかる尸i c	籍を各()通	1	※期間	引は年月	日でも	よい。 う
□(戸籍・除	籍)一部事	項証明書 ★	通	□その	他								
□戸籍附票	全部・一	・部 一部のみ★	通	口在	外導	举登録地	ックしてくだ □本籍	 筆頭 	者				
□除籍附票	全部・一	・部 一部のみ★	通	➡必要な	住所	歴がある場合	合ご記入くだ	さい。	別:〇〇住所	から△△住	所の変更が	さわかるも	5の)
□廃棄証明書	\$		通										
□受理証明書	事 ([□賞状版) ★	通				記入ください 立成・令和			年	月	I	
□届出記載導	事項証明書	*	通	該当届	書	: □出生	□死亡 [□婚姻	□離り	婚 □	()	届
□身分証明書 ★ 追		乪	□禁	治菌	E・準禁治菌	ックしてくだ 崔 □後見	見の登記		た 事項 に 破産	は記載し	ません	ん)	
□その他の行	_了 政証明書	*	通	→必要な □独	証明 (身証	書の種類を 記 E明書 □7	兄入してくだ 下在籍証明書	さい。 } □そ	の他[
1	本 籍	東久	留米市				丁目				昏地 昏		
必要な戸籍	筆頭者					必要な力	★印の証明を	ご請求の	場合は必	ず該当者	をご記	= '	い E頭者
等の表示に ついて	氏 名 生年月日	大/昭/平/令	年	月	В	の氏名 生年月日	大/昭/平/令	个两唇	年	月	B	□請	京 青求者 平庁者
2	住所	70/14/17/19			''' 1	<u> </u>	7 (7 - 17 - 17 - 1	7	電話			107	С/1 Ц
請求者							明の該当者か		番号 らなたと	の関係			
について	よみかた 氏名					□証明に名前	前が載ってい 前が載ってい	る方の(テ		<u>.</u>)	
	生年月日	大/昭/平/西暦	年	月	日	※ □ 届書の届出	疾以外の方は 出人	会任状が□その他)	
3	住 所								電話 番号				
来庁者に っついて	よみかた 氏 名						明の該当者か 前が載ってい		らなたと	の関係			
(請求者と違う場合のみ)	生年月日	大/昭/平/西暦	年	月	_	□証明に名前	前が載ってい ※代理人・直	る方の(テ		は委任状	犬が必要) です。	
	→下記の理	由で請求します。		/ El III i	#	□扣佐朗	KH C				\ 	삼 · 나	∃.⊔.
請求理由 及び	□公的年金	金用()届出月 金の(†1	□相続関)手	係用 □ 続きの為(())大使:)に提出		
使用目的	□七の他	下記の理由のた	8)										
	/ · · · · ·			- 8 -			Short-Book	a ! I == -					
職 本人確認 員	(1点) 口免						運経 □障目		他:			受付	出力
1 HB	(2点)□保			□ 年金手帳 - □ 明 60					•	1:			
」′′′′ ■惟収惟祕	□委任状	山証労者 口便用	7川 広青券	1 山渕(徐)	唯能	用厂箱 口	関連戸籍請求	录 □11	H				

本人確認書類がない場合又はイ及びロの本人確認書類が1点しかない場合は聴聞票で本人確認します。

★請求される戸籍謄本等に関する聴聞票

以下の聞取り事項中()点選び[]内に記入してください。		
□父の氏名は[□母の氏名は[]	
□配偶者の氏名は[□配偶者の生年月日は[M/T/S/H/R	年 月	日]
□同籍内の[]の名は[□同籍内の[]の名は[]	
□同籍内の[]の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日]		
□同籍内の[]の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日]	_	
□養父の氏名は[□		
□従前戸籍の筆頭者氏名は[]		
[□ は「		

本人確認書類について

○本人確認書類1点で確認できるもの

【戸籍法施行規則第11条の2第1号】(写真付公的証明書)

運転免許証,旅券,在留カード,特別永住者証明書,別表第1に掲げる書類(船員手帳,身体障害者手帳,無線従事者免許証,海技免状,小型船舶操縦免許証,宅地建物取引士証,航空従事者技能証明書,耐空検査員の証,運航管理者技能検定合格証明書,動力車操縦者運転免許証,猟銃・空気銃所持許可証,教習資格認定証,運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。),電気工事士免状,特種電気工事資格者認定証,認定電気工事従事者認定証,療育手帳,戦傷病者手帳,警備業法(昭和47年法律第107号)第23条第4項に規定する合格証明書),写真付き住民基本台帳カード,個人番号カード又は写真付き公務員の身分証明書

○写真がない証明書で確認する場合は下記の<u>イとロ</u>又は<u>イとイ</u>の組合せで2点確認します。

※ロとロの2点は受けられません

【戸籍法施行規則第11条の2第2号イ】 (写真なし公的証明書)

国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、写真付でない住民基本台帳カード、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類※キャッシュカードや診察券等の複数書類は「その他市町村長がそれらに準ずるものとして適当と認める書類」に該当しません。

【戸籍法施行規則第11条の2第2号ロ】(写真付証明書)

学生証,法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(第1号に掲げる書類を除く。)で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

※キャッシュカードや診察券等の複数書類は「その他市町村長がそれらに準ずるものとして適当と認める書類」に該当しません。

○上記の方法による本人確認ができないときは、戸籍法施行規則第11条の2第3号に基づいて、東久留米市は請求に当たっている者の戸籍の記載事項についての聞取りを行い、現に請求の任に当たっている者が本人と特定します。

請求に当たっての注意事項 ※ご不明な点があれば窓口でおたずねください。

1. 請求の理由の記載について

第三者請求については、以下に示す内容を具体的に明らかにしていただく必要があります。

「債権回収」や「○○裁判所から求められている」といった抽象的な記載だけでは交付できない場合があります のでご注意 ください。

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明 (戸籍抄本) について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の戸籍個人事項証明 (戸籍抄本) をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口にきた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

- 6. 権限確認書類について
 - 窓口にきた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。
- 7. 押印の要否について
 - 交付請求書には、窓口にきた方の署名又は記名押印が必要です。
- 8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。